

第百十八回
国会

参議院農林水産委員会會議録第六号

平成二年五月二十四日(木曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

四月二十五日

藤田 雄山君

補欠選任

四月二十六日

谷本 巍君

補欠選任

四月二十七日

岩本 久人君

補欠選任

五月二十三日

一井 淳治君

補欠選任

三上 隆雄君

喜岡 淳君

村田 誠醇君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

喜岡 淳君

○国務大臣(山本富雄君) 水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

水産業協同組合法は、漁民及び水産加工業者の自主的な協同組織の発達を促進し、その経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図ることを目的として、昭和二十四年に発足いたしました。以来、水産業協同組合は、我が国経済及び水産業の歩みとともに発展し、活発な活動を展開してきたところであります。

しかしながら、国際漁業規制の一層の強化、底魚類を中心とする資源状態の悪化、漁村の活力低下等、近年における我が国水産業及び漁村をめぐる難局を打開していくためには、漁業者及び水産加工業者の協同組織たる水産業協同組合が、その事業活動を通じて、水産業の振興、漁村地域の活性化等の役割を一層適切に果たしていくことが強く求められていくところであります。

しかるに、水産業協同組合の多くは、総じて規模が零細で、取扱事業量の減少、不良債権の増大金融自由化の急速な進展等により厳しい経営状況に直面しており、今後ともその役割を十全に果たしていくるようにするためには、社会・経済情勢の変化に適切に対応しつつ、経営基盤の強化・安定を図ることが急務となつていくところであります。

このような状況に対処して、早急に水産業協同組合の体質強化及び機能の充実を図るため、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁業協同組合等の業務範囲を拡充することとしております。

すなわち、最近における遊漁等漁場や水産物に

関連するレクリエーション等の需要の増大に対応して、漁業協同組合が、新たに、漁場の安定的な利用関係の確保のため、組合員の労働力を利用して漁場の総合的な利用を促進する事業を行うことができるようにするとともに、漁業協同組合及び水産加工業協同組合が、組合員の漁獲物等を需要形態の多様化に応じて弾力的に販売することができるようになるため、その販売事業に係る買外利用制限を緩和することができるとしてあります。

このほか、最近における金融自由化の急速な進展に伴って悪化しつつある信用事業の収益性を向上させ、もって組合員に対する事業資金の安定供給を確保していくため、漁業協同組合等の信用事業の実施権能を拡充することとしてあります。

第二に、最近における組合員の経営規模の拡大の動向等を踏まえて漁業協同組合及び水産加工業協同組合の法人正組合員の資格要件を緩和するとともに、漁業協同組合の施設を利用することが相対的な遊漁船業者、組合員の家族等をその准組合員とすることができるようになることとしてあります。

第三に、漁業協同組合等の自己資本の増強を図る観点から、事業利用分量に応じた配当金を五年に限り出資させる回転出資金制度を導入することとしてあります。

第四に、諸般の事情から合併が困難な場合に、事業統合により信用事業の規模拡大を図るため、漁業協同組合等の信用事業の譲渡を円滑かつ適正に推進するために必要な規定を整備することとしてあります。

第五に、合併により会員が一人となった漁業協同組合連合会等の権利義務を、その会員たる漁業協同組合等が包括承継できるようにすることとしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。

最近における我が国漁業を取り巻く諸情勢は、国際的な二百海里体制の定着及び公海漁場における漁業規制の強化の動きにより、国際漁場の制約が強まっている一方、周辺水域の海洋水産資源の状態も底魚類を初めとして総じて悪化傾向にあり、極めて厳しいものがあります。

このような状況の中で、今後、安定的な漁業生産を確保し、漁業の健全な発展と水産物の安定的な供給を図っていくためには、海洋水産資源の利用の合理化を一層推進していくことが重要であります。

このような状況を踏まえ、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進することを目的とする海洋水産資源開発促進法につきまして、漁業者またはその団体の海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めるとともに、海洋水産資源開発センターが海洋水産資源の利用の合理化を図るための調査等を行うことができるよう所要の改正を行うこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、海洋水産資源の開発を図るための基本方針の改正であります。海洋水産資源の利用の合理化を一層推進することが重要となっていることにかんがみ、基本方針の名称を「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針」とするとともに、新たに海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項等を定めることとしております。

第二に、漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理に関する協定制度の創設であります。

漁業者団体等は、一定の海域において海洋水産資源の利用の合理化を図るため、海洋水産資源の自主的な管理に関する協定を締結し、当該資源管理が適当である旨の行政庁の認定を受けることができるものとする。行政庁による参加のあっせん、協定を遵守するために行う定款の変更等についての水産業協同組合法上の手続の特例措置及び協定の目的を達成するために必要な漁業法等による措置を講ずるものとし、協定の締結の促進と円滑な実施を図ることとしております。

第三に、海洋水産資源開発センターの業務の拡充であります。同センターの目的に海洋水産資源の利用の合理化を図るための調査を行うこと等を加えるとともに、その業務に、海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査、海洋の漁場の生産力の増進等を行うために必要な漁場の自然的経済的条件に関する総合的な調査等を加えることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長(仲川幸男君) 以上で説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

市民農園整備促進法案
市民農園整備促進法案

(目的)

第一条 この法律は、主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「市民農園」とは、第一号に掲げる農地及び第二号に掲げる施設の総体をいう。

一 主として都市の住民の利用に供される農地で次のイ又はロのいずれかに該当するものイ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)第二条第二項に規定する特定農地貸付け(第十一条第一項において「特定農地貸付け」という。)の用に供される農地

ロ 相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないで当該農作業の用に供されるものに限る。)

二 前号に掲げる農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設(以下「市民農園施設」という。)

(基本方針)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において相当数の市民農園の整備が見込まれる場合において、その適正かつ円滑な整備を図ることが必要であると認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

るものとする。

一 市民農園の整備の基本的な方向

二 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

三 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

四 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

五 その他必要な事項

3 基本方針は、良好な都市環境の形成及び農村地域の振興に資するように定めるものでなければならない。

4 基本方針は、都市計画及び農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市民農園区域)

第四条 市町村は、基本方針に基づき、農業委員会の決定を経て、当該市町村の区域内の一定の区域で次に掲げる要件に該当するもの(市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の規定による市街化区域をいう。第七條第一項において同じ。))内にある区域を除く。)を市民農園として整備すべき区域(以下「市民農園区域」という。)として指定することができる。

一 当該区域内に相当規模の一団の農地が存在し、かつ、その自然的条件及び利用の動向からみて、市民農園として利用することが適当と認められること。

二 当該区域の位置及び規模からみて、その周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。次条第三項において同じ。)の農業上の

効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

三 交通施設の整備の状況その他都市の住民の利用上必要な立地条件からみて、市民農園の利用者が相当程度見込まれる区域であること。

2 市町村は、市民農園区域を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない。

3 市町村は、市民農園区域を指定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、基本方針の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、その指定した市民農園区域を変更するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による市民農園区域の変更について準用する。

(交換分合)

第五條 市町村は、前条第一項の規定により市民農園区域を指定し、又は同条第四項の規定によりその指定した市民農園区域を変更しようとする場合において、その指定し又は変更しようとする市民農園区域内における土地の保有及び利用の現況、農業経営の動向等からみて当該市民農園区域内にある土地の一部が市民農園以外の用途に供されることが見込まれることにより、当該市民農園区域及びその周辺の地域における土地の市民農園としての利用と農業上の利用との調整に留意して当該市民農園区域内にある土地の市民農園としての利用を確保するため特に必要があると認めるときは、当該市民農園区域内にある土地を含む一定の土地に関し交換分合を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定により交換分合を行ううとするときは、農林水産省令、建設省令で定めるところにより、交換分合計画を定め、その交換分合計画により交換分合をすべき土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 交換分合計画は、第一項に規定する市民農園区域及びその周辺の地域における土地の市民農園としての利用と農業上の利用との調整に留意して当該市民農園区域内にある土地の市民農園としての利用を確保するとともに、当該市民農園区域の周辺の地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定めるものでなければならない。

第六條 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の三の規定並びに土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十九条（第一項及び第二項を除く）、第一百零一条第二項、第一百零一条から第一百七条まで、第一百零八条第一項及び第二項、第一百零九条、第一百十條、第一百一十二条、第一百十三條、第一百十四條第一項、第一百十五條、第一百十八條（第二項を除く）、並びに第二百一十一條から第二百二十三條までの規定は、前条第一項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的調整等は、政令で定める。

（市民農園の開設の認定）
第七條 市民農園区域内又は市街化区域（都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設の区域、同条第七項に規定する市街地開発事業の施行区域その他の区域で政令で定めるものを除く。）内において市民農園を開設しようとする者は、農林水産省令、建設省令で定めるところにより、市民農園の整備及び運営に関する計画（以下「整備運営計画」という。）を定め、これを申請書に添えてその所在地を管轄する市町村に提出して、当該市民農園の開設が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の整備運営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 市民農園の用に供する土地の所在、地番及び面積

二 市民農園の用に供する農地の位置及び面積並びに第二條第二項第一号に掲げる農地のいずれに属するかの別
三 市民農園施設の位置及び規模その他の市民農園施設の整備に関する事項
四 利用者の募集及び選考の方法
五 利用期間その他の条件
六 市民農園の適切な利用を確保するための方法
七 資金計画
八 その他農林水産省令、建設省令で定める事項

3 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。
一 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。
二 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。
三 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。
四 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。
五 前項第五号から第八号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。
六 その他政令で定める基準に適合するものであること。

4 市町村は、第一項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない。

5 第一項の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）は、当該認定に係る整備運営計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。
6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による整備運営計画の変更の認定について準用する。
（報告の徴収）
第八條 市町村長は、認定開設者に対し、市民農園の整備又は運営の状況について報告を求めることができる。
（勧告）
第九條 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画（第七條第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。
（認定の取消し）
第十條 前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第七條第一項又は第五項の規定による認定を取り消すことができる。
（農地法等の特例）
第十一條 第七條第一項又は第五項の規定による認定が第二條第二項第一号に掲げる農地に係るものである場合には、認定開設者は、当該認定を受けた市民農園に係る特定農地貸付けにつき特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三條第三項の承認を受けたものとみなす。

2 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものにする場合には、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四條第一項の許可があつたものとみなす。
3 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地（農地以外

の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（都市計画法の特例）

第十二条 認定開設者が認定計画に従って整備する市民農園施設のうち休憩施設である建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。）その他の市民農園の適正かつ有効な利用を確保するための建築物で政令で定めるもの（次項において「認定市民農園建築物」という。）の建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。）の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更であつて市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。次項において同じ。）に係るもの（都市計画法第三十四条各号に掲げる開発行為に該当するものを除く。）は、都市計画法第三十四条の規定の適用については、同条第十号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条の規定による許可を受けた同法第四十三条第三項に規定する開発区域以外の区域内において、認定市民農園建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して認定市民農園建築物とすることについて、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る認定市民農園建築物の新築、改築又は用途の変更が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならぬ。

（市民農園の整備についての配慮）

第十三条 国の行政機関又は地方公共団体の長は、認定計画に従つて土地を認定に係る市民農園の用に供するため法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該市民農園の整備の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（資金の確保等）

第十四条 国及び地方公共団体は、認定計画に従つて行われる市民農園の整備に要する経費に充てるために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（援助）

第十五条 国及び地方公共団体は、認定開設者に對し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

（罰則）

第十六条 第六条において準用する土地改良法第九十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（農地法の一部改正）

第二条 農地法の一部を次のように改正する。

第三条 第一項第四号中「若しくは集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）」を、「集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）若しくは市民農園整備促進法（平成二年法律第

号）」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第三条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条 第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 市民農園整備促進法（平成二年法律第

（建設省設置法の一部改正）

第四条 建設省設置法（昭和二十三年法律第一百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条 第十一号中「及び集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）」を、「集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）及び市民農園整備促進法（平成二年法律第

号）」に改める。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、米の輸入自由化阻止、食糧管理制度の基本の堅持に関する請願（第七〇五号）

一、日本の森林資源の充実、森林・林業・林産物の活性化、国有林野事業の健全化に関する請願（第七〇七号）

第七〇五号 平成二年四月十七日受理

米の輸入自由化阻止、食糧管理制度の基本の堅持に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 北里達之助

紹介議員 田代由紀男君

この数年の間に牛肉・オレンジと農産物輸入制限八品目の輸入自由化が決定され、我が国の農業はかつて経験したことのない厳しい状況に置かれていた。このような中で、米国からは米の輸入自由化を強く求められ、また、ガットのウルグアイ・ラウンドの農業交渉は、本年中の合意に向けて重要な時期になってきているところである。言うまでもなく、米及び稲作は、我が国にとって食生活、地域社会、環境及び国土保全等多方面において格別

に重要な地位を占めているばかりでなく、日本文化とも密接な関係を有するものとして国民全体の重大な関心事である。米の市場開放は、我が国農業に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、農村社会そのものの崩壊をも招きかねない重大な問題である。さらに、食糧管理制度は、米の生産農家だけでなく、消費者にとっても重要な役割を果たしている。ついては、米の国内自給方針を堅持するとともに、次の事項について実現を図りたい。

一、米の市場開放は断固阻止すること。

二、食糧管理制度の基本を堅持すること。

第七〇七号 平成二年四月十七日受理

日本の森林資源の充実、森林・林業・林産物の活性化、国有林野事業の健全化に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 北里達之助

紹介議員 田代由紀男君

今、地球的規模で森林資源の枯渇が憂えられる中で、緑や水・空気の問題など、環境問題が世界的に論じられるようになり、森林は木材生産の場であるとともに、地球環境を守るいわゆる環境財・公共財としての位置付けし、林業活動と林業労働者、山村住民がこれを支え、維持していくとの考えが広がり、森林・林業の重要性が新たな視点から論じられるようになってきた。しかし、今日の日本の森林は長らく林業不況により荒廃し、守り手である林業労働者は不足し、山村は過疎化し、林業木材関連産業は経営が成り立ち難い状況にある。日本の森林・林業の中心となるべき国有林はもとより国有林にあつても、財源が確保できず、その役割を果たすことができなくなった。今こそ、日本の森林資源を充実し、林業・林産物の振興を図り、次の世代にたぐく緑豊かな森林と地球環境を取り戻すことが重要である。ついては、日本の森林の復元を求めるため、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、日本の森林資源を拡充し、林業・林産物の振興を図るため、国産材の需要を拡大し、自

然保護とも調和した豊かな森林をつくり、安心して生産活動ができるよう国が必要な助成策を採ること。

二、国有林野事業の健全性を確立するため格段の措置を講ずること。

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、米の輸入反対に関する請願（第七六八号）

第七六八号 平成二年四月二十日受理

米の輸入反対に関する請願

請願者 和歌山市有本二一〇 辻本力生

外三千九百五十七名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第五号中正誤

ページ 段 行

誤

正

八二 終わり
三 から

同事に

同時に

平成二年五月三十一日印刷

平成二年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P